

いは国有地についても税が少い、脱税にもなつておるといふようなことにもなるわけでありませう。実際に国有林の測量というものが明治以来行われておりますが、どの程度に実測が進んでおるか、民有地についてはどうであるか。それから実測をした場合に大体どのくらい食い違いがあるか、こういうようなこともあわせてこの際伺ひたいと思ひます。

○奥原説明員 国有林の林地に關しましては、国有林においては、十年を一期といたします経営案というものであります。経営案の編成及び改訂に當りますは、その都度その林地の状況を確実に測量いたすのであります。従つて国有林の地籍台帳面積というものは、これは御信用いたしてよいのじやないかと考へております。しかしながら、往々にして実際に国有林の林地を売り払おうとした際に、多少その面積の食い違いの起つてくるということも、これも例の乏しくないことであるのであります。われわれとしてもできる限りその精度を上げることに努めたい、かように考へておる次第でございます。民有林の林地の面積に關しましては、台帳面積と現実の面積との間には非常に大きな食い違いがあるといふこと、これはもうわれわれも率直に認めなければならぬ、かように考へるのであります。保安林の買上げ等によりまして、現実の買上げにいたします民有林の面積を實施について測量いたしてみますと、その間に大いのものが相當なる面積の食い違いを來たす、こういうふうな状況にある次第であるのであります。

○奥野政府委員 お話のありましたように、国有林野市町村交付金の額が、昭和二十五年に二億二千万円であり、二十六年に三億二千万円、そのまゝ据え置かれて参つてきておりますが、他面、民有林地に對します固定資産税の額は相當に増加してきております。つまり合ひから申しますと、不つり合ひに少な過ぎる、こう考へてゐるのであります。この問題につきましては、自治庁としても常々深い関心を持つてゐるわけでございます。大蔵省あるいは農林省と話し合ひはしてゐるわけでございますけれども、来年度予算編成に當りますは、さらに強く両者に話し合ひをいたしまして、せひ引き上げてもらふようにいたしたい、かような考へ方を持つております。同時にまた、でき得るならば、この交付金につきまして立法化して、制度的なものに確立する必要があるのではなからうか、こういう考へ方も強く持つてゐるわけでございます。政府内部で来年度の予算編成前には十分協議いたしたい、こういう考へ方を持つております。

○北山委員 確かにお話の通りで、私もこのような制度が單に農林省の規程によつて行われておるといふことはあまり適當ではない、またそれがゆゑに規程がそのまま守られておらないといふことにもなると思つてゐます。従つて平均価格の取り方にしまして、先ほどお話があつたような、農林省の實際に調査をした評価によるか、あるいは固定資産税の方によるか、いろいろ問題はあると思ひますので、こういう点を一つ早急に考へていただきまして、関係の役所において協議をして、すみやかにこれの立法措置、そして十分な交付金なり、そういうものを所在の市町村に与えるように措置をしていただくように要望して、この問題についての私の質問を終わります。

○奥原説明員 ただいまの北山先生の御意見に對しましては、私たちが何らの異なつた考へも持つておりません。ただ一言この際私お願い申し上げておきたいことがあるのであります。それは国有林の交付金を法定義務化するということに伴ひまして、国有林の交付金を、これは一種の固定資産税だ、こういう観点から、地方交付税交付金の歳入の中に計算上組み入れられるといふことは、これは国有林交付金の本質を少しゆがめるものではないか、われわれとしては、これはあくまでも国有林の地元に對します平素お世話になつてゐることに對しますお礼だ、こういうような考へ方で、地方交付税交付金の計算のワタの外においてお考へを願ひたいといふことを林野庁としては希望申し上げます。

○鈴木(重)委員 ただいまの答弁に關連しまして参考のために聞いておきたい点があるのであります。国有林地に對する固定資産税として課すかどうかという問題は、自由党としても現在研究申なわけでありまして、それに関連して参考を聞いておきたいと思ひます。が、自治庁においても、あるいは農林省においても、この国有林地に固定資産税として課した場合の金額が幾らに見積られてゐるかといふことを両方からお聞きしておきたいと思ふのです。聞くところによると、両省においては計算の額が非常に違ふといふように聞いてゐるのである。具体的に言へば、

林野庁の考へ方は、五億くらいであらう、あるいは自治庁は、数十億になるであらうといふふうにも聞いてゐるのであります。固定資産税として課した場合に、その数字がどの程度になるかという大体的見當の額を聞いておきたいと思ひます。

○奥原説明員 国有林の林地の評価額は三百八十六億、これに對して千分の十四の税率をかけますと、五億四千万、こういう数字になるわけでありませう。これを国有林所在の町村の民有林の平均価格を国有林にも取り上げる、こういう観点から計算をいたしますれば、先ほど申し上げましたように、固定資産税相当額が七億二千万、こういう数字になる次第であります。実は御承知のように国有林は北の方に非常に片寄つております。東北、北海道あるいは関東、中部あたりで、おそらく国有林の八割以上の面積を占めてゐるものと存するのであります。地価はともすれば南の方に高くて、北の方に安い。たとえば北海道あたりは大体三千万、東北あたりで五千五百円、九州あたりでは一万円見當、こんなふうな大体的平均のようになっているのであります。従ひまして国有林の地価につきましても、やはりそれぞれ林地を近隣の民有林の林地の価格と對照しながら個々に具体的に評価をして、そうして数字を積み上げていく、こういうやり方で全体の評価額を出す、また固定資産税相当額の計算をすべきぢやないか、かように考へております。

○奥野政府委員 農林統計によりますと、二十九年四月一日現在の国有林野の面積が七百六十七万二千町歩といふことになっております。しかし今奥原さんのお話を伺つておきますと、国有林市町村交付金の対象になつてゐる面積は六百三十八万町歩といふことでありまして、若干食い違いがあるのであります。七百六十七万二千町歩を使つて参りまして、民有林の場合の評価を基礎といたしますと、反當千七百五円であります。これに一・四%の税率と、七百六十七万二千町歩とを乗じて参りますと、十八億三千百万円ということになります。次に昭和二十五年の国有林野市町村交付金が二億二千万円でありませう。二十五年以後今日まで民有林地の評価の上昇率を乗じて参りますと、九億五千七百万円ということになるわけでありませう。

○加賀田委員長代理 門司委員。門司委員 ちよつと参考のために農林省の方に聞いておきますが、町村合併に對して今日まで地方の自治体に払ひ下げた面積はわかりませんか。

○奥原説明員 町村合併に對する払ひ下げは、まだその緒についたばかりでございます。と申しますのは、国有林野整備臨時措置法という法律の施行期限がこの三月まででございます。従ひましてこの法律に基く処分を全力をあげて前年度やつておつたのでございまして、それによりましてたしか十三万八千町歩であつたと記憶いたしておりますが、それだけの国有林の売り払いをいたした次第であります。町村合併のものにつきましては、本年度に入りましてから、單に営林局長に一任するといふ立場でなしに、中央本庁と営林局長の両者が協議の上で、具体的な申請に對してそれぞれ地点を決定する、こういうふうなことに取り運んでおる次第でございます。またその仕事は

緒についたばかりでございますので、これだけ片づいたことをまだ申し上げ得るだけの数字も持つておらない次第でございます。

○門司委員 そうしますと、町村から払い下げを希望してきている大体の概数はどのくらいありますか。

○奥原説明員 町村から国有林の払い下げを希望いたしておりますもので、林野庁本庁あるいは営林局長に具体的に申し出が参っておりますものは四万三千八百町歩でございます。自治庁のお調べによりまして、それ以上相当大きな面積が合併計画の中には載つておるようでございますので、これらは今後逐次提出されてくるものと、かように考へておる次第でございます。

○門司委員 林野庁の方針はこの申請に基いて大体払い下げが行われると私は信じておりますが、大体いつごろ実現の可能性がございますか。

○奥原説明員 今申請が出て参っておりますものにつきましては、できれば当年度一ぱいくらいに具体的な処理のワケをはつきりさせたい、かように考へております。

○門司委員 本年度というものは、来年の三月末までと解釈してよろしいですか。

○奥原説明員 さようでございます。

○鈴木(直)委員 本日は林野庁関係からおいでになっておりますから、二、三関連して参考のために聞いておきたいと思ひます。国有林から木材引取税をとる場合に、その徴税の代行者として、林野庁当局の出先機関がそれを直接納めておられるのですか、あるいは木材業者から納めておられるのですか、その現状をお聞きしたいと思ひます。

ます。

○奥原説明員 国有林の産物の処分に關しましては、営林署長が徴税事務の代行者としていたしまして、国有林の生産いたしました素材を買い受けました木材業者から徴税いたしまして、そして市町村に納付をいたしております。

○鈴木(直)委員 その税の部分につきましては、価格のうちに加算して払い下げを現にしておる、こういうことになつておるのでしょうか。

○奥原説明員 国有林の木材の処分につきましては、標準価格をそれぞれ別の土場について定めまして、隨意契約で売り払いますときはその標準価格によつて売る。それから入札をいたしますものはその標準価格をこしたものでなければ落札しない、こういう処置をいたしておるのであります。そしてその標準価格の算定に當りましては、消費地の市場価格からそこまで輸送したしますのに必要ないろいろな経費というものを控除いたしまして、そうしてその標準価格を算定いたしたのであります。その控除に當りまして、ただいまお尋ねのありました木引税というものを引き去るわけでございますので、従いまして、国有林の処分価格自身は、木引税というものを控除したあとのものである、かように御承知を願ひます。

○鈴木(直)委員 木引税というものをこの際撤廃すべきであるという考え方を持つておられる人が国民にも相当あるのですが、それに対しての見解はどうでしょうか。

○奥原説明員 これに對しましては、同じ林業関係の中においても世論は少しも一致いたしておりません。一方に

おいて、林材界方面においてその廃止が叫ばれるのであります。他方において、森林所有者の立場におきましては、その廃止によつて税の負担がはつきりと森林の所有者にかつてくるという結果になるのではないかと云うふうな、いろいろな疑問も持つておるようでございます。またその間に意見の一致を見ておらない状況でございます。林野庁といたしましては、この問題がすでに事務的な段階を離れまして、すでに政治的な段階にまで問題が押し上げられておる、こういうような現在の状況でございますので、まずこの問題に關します世論のまとまりというものをもう少し努めて参りたい、かように考へておる次第でございます。林野庁自身の事務的な見解をこれに對して表明いたしますことは、そういう林野庁の現在置かれております立場から、むしろ差し控へたい、かように考へております。

○鈴木(直)委員 次に国有林について現在の情勢は、立木で払い下げる場合とこれを木材にして払い下げる場合との率はどういうふうになつており、どういふ趨勢になつておるか、今後立木の払い下げは少くなるのか、製品にして売るといふことになつていく傾向にあるのか、こういう点もお伺ひしておきたいと思ひます。

○奥原説明員 私主管の部長でございますので、もし数字が間違つておりましたらあとで訂正させていただきますが、大体国有林の標準伐採量と申しますものは、二千四百万石ぐらいかと、かように存じます。その中におきまして立木処分によつて売られますものが九百万石見当、残りが素材として

て国有林自身で生産をいたします数字でございます。傾向といたしましては立木処分の量が少しずつふえて参つておつたのでございますが、北海道の風倒木に關します大被害が昨年発生をいたしまして、この結果国有林材の処分と木材価格との間の適当な調整を確保いたします趣旨から、北海道風倒木の処分については直営生産による割合を非常に増加いたしております。ここ当分は直営生産材が増加する、かように御承知を願ひたい。

○鈴木(直)委員 林野庁において直接製材して製品にして払い下げる場合には、木材引取税は営林署が代行してきちんきちんと納めることになりましたが、これを立木のままにして払い下げる場合には、民間の製材業者が自分の手によつて木材引取税を納めることになるわけでありまして、このやり方を変えて国有林については素材も立木も一括にして営林署が代行して納める、その場合には立木の場合は素材換算ということになるかも知れませんが、そうした方が確実に徴税ができるのではないかと。その点からすると、少くとも国有林については木引税というのをやめて、国からの自治体に対する交付金といううような名目のもとに別途の法律を作つて、国有林については立木の場合において、国がその木引税に相当する部分のあるパーセントのものを自治体に交付する。今までの交付金とは全然違つた交付金になるのですが、木引税のように製材業者からこれを納めるといふ考え方でなく、国有林を持つておる国から交付するといふやり方にした方がよいのではないかと云うことを研究しておられる方もあるわけでありまして、従つ

て国有林の交付税にいたしまして、素材で木材業者に売つた場合においては、その部分についてももちろん交付をするし、また立木で払い下げた場合においても一定の割合によつてそれを交付するといふことにすれば、製材業者なり木材業者は苦勞がなくて済む、こういうような考え方から、今のよう

な国の交付金制度にこれをやりかえた方がよいのではないかと。もちろん民有林についてはまた別であります。少くとも国有林についてはそういう制度にした方がはつきりしていいのではないかと云う考え方を持つて研究を進めておる人もあるものであります。さういふ点についてはどうお考えですか。

○奥原説明員 現在の木材引取税の建前は、素材の第一回の取引に對して買付人が木材引取税を払ふ、こういう建前になつておるのであります。従つて国有林自身が立木を伐倒して素材にいたしまして、それを土場において処分をいたしました場合に、国有林自身が徴税事務の代行者として材木屋から税をとるといふことは当然のことでありまして、山に木が立つたまま国有林がこれを処分をいたしました際に、国有林がそれに対してその売買の際に税を取るといふことは、今の木材引取税の建前からいたしますれば少し困難ではないかと、かように考へております。なおその問題につきましては実は私どもの所管でございませぬ。自治庁の問題でもございませぬので、そちらの方にもお伺ひを願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 今お話をありましたように、立木のままの売買につきましては課税の対象になつておりません。それをさらに広げようといふこと

は、その部分についてももちろん交付をするし、また立木で払い下げた場合においても一定の割合によつてそれを交付するといふことにすれば、製材業者なり木材業者は苦勞がなくて済む、こういうような考え方から、今のよう

は、また国有林野は全林野の一〇%にも満たないようでございますので、その部分についてだけかような措置をすることはいかげんなものだろうかというふうに考えられるわけでありまして、もちろん昭和二十五年に廃止します以前の不動産取得税におきましては、林地の売買を立木を含めまして課税の対象にしておいたのでありますが、新たにそういう制度を作るといいますと、課税の対象を広げて参るといふことになろうかと思ひます。

第二に、先ほど来お話のありました国有林野の町村交付金が制度的なものなっておりませんために、その金額についていろいろ問題があるわけでありまして、木材取引税であります、その負担額がきつめて明確でありますけれども、これをことさらに国有林野についてだけ交付金制度をとりますと、今よりも金額の算定につきましてむずかしい問題、あるいは不明確な問題が起きてくるのではないかという感じを持つてございます。

第三に、木材のような基礎資材であります、国を通じて一つの統一した負担制度が成立しないと困るのじゃないだろうか、そういうような考え方を持っておるわけでございます。

○鈴木(直)委員 ちよつと誤解がありましたから申し上げておきたいのですが、全般的にいえば、現在の林野庁が交付しているものは固定資産税として法制的に市町村が取るというやり方をやり、国有林に關するものは木材取引税という形でなく、事実上引取りするときにありますけれども、素材の場合には当然今のようになり取り、立木の場合には第二段階の製材業者がそれを買つていつて素材にしたときにその者が負担することになるのですが、その段階をやめて、立木を売ったときに、それを素材に換算して国がその点について交付する、こういうことであつて、同じ交付と申ししても、今までの実際にやつておる交付というものは固定資産税にしてしまふ。そして木材取引税に關する部分については、今度は別途の意味の国からの交付金という立場で、いわゆる木材取引税に當るものを国が交付金という形で出す。その場合には素材だけでなく、立木についても国が交付する、こういう考え方を研究している向きもあるものであつて、この点についてのお考え方を聞きたのです。従つて今自治庁からお話のあつた交付金というものについて、こんがらがつたような第二の答弁がありましたが、その点はそういう意味でないというところをお話いたしました。答弁をお聞きしたいと思ひます。

○奥野政府委員 木材取引税につきまいては林野庁も非常に協力していただいております。市町村と営林署長との關係におきましては、木材取引税の特別徴収義務者は厳正に税を徴収し、納付し、またその義務を負う形において運営されております。現在国有林野についての町村交付金はむしろこういう形よりも固定資産税というふうなはつきりした形のものにした方がよいのじゃないかという議論があるといふこともありますが、木材取引税という明確な形で運営されるものを交付金に切りかえることはむしろ道行的に考えられやしないか、こういう疑問を持つておる、こういうお答えを申し上げておるわけでありまして、

○北山委員 農地局の管理課長がせつかくお見えになつておりますので、簡単に若干時間をいただいで固定資産税に關係しておることについて伺ひたい。問題になつておつたのは例の農地の評価基準、これを今年度におきましても自治庁では、二八%でか値上げをしたわけですが、ところが今度の自治庁の農地の評価基準によると、全国平均で田の評価額は反当約三万五千円くらいになつておるわけですが、昨年は二万八千幾ら、一昨年は二万二千幾ら、こういうことになつて約三割くらい上つておるわけですが、そうしますとこれでもって標準税率でかけて参りますから、固定資産税は平均の田については、一反歩当り昨年はたしか四百二十円、これは五百三十二円だと覚えておられますが、そういうふうになつて参る。そうすると当然例の法定小作料の問題にぶつかつておるわけですが、昨年も全国的に、ある場所においては小作料よりも固定資産税の方が上回るといふケースがたふさん出て参りました、非常に困つたことは御承知であらうと思ひます。ことはさらにそれが相当大幅にまた上るのですから、当然小作料よりも固定資産税の上るところが多くなる。従つて農地に対する固定資産税が上るといふことは、小作料を押し上げる一つの重要な原因になることはもう当然のことである。そこで固定資産税の評価基準を政府がこのように上げるということとは、当然小作料に対する影響というものを考えの上でやつたのではないか、かように考えられるわけでございます。従つて問題は自治庁限りでおきめになつたのではなくて、農林省もこれに参加をしてこれを了解し

ておやりになつたと思うのですが、農林省はこの点についてどうのようにお考えになり、またどういふふうな措置をしてこられたか、お伺ひしたいのです。○立川説明員 小作料の問題につきましては、実はこれはすでに農地法の規定によりまして、従来の農地調整法のきめ方を一ぺんなくしまして、新しい小作料の基準を出すということが定められておるわけでありまして、ところで従来の農地調整法の小作料の統制の仕方は、いわば停止価格、マル停というやうな格好のきめ方でありました。戦時中の小作料統制令の最高価格をそのままきづけて持つてきた、こういうことでありまして、ところが今度の農地法の規定は、それをいわば公定価格式に、マル公式に改めましてすべての農地についてその統制最高額をきき、従つてこういうことになつております。従つて全国の小作地についてその等級別の評価をしなればならぬとせんため、その準備を二年間かかつてやつて参りました。

〔加賀田委員長代理退席、委員長着席〕それで新しい小作地調査の事業がほぼまとまつて参りましたので、ここで新しい基準を農地調整法の基準と、一応これの基準を離れて小作料の公正な統制額がいかにあるべきか——もちろん農地法の規定に従つて小作農の経営の安定を旨としということが大原則でありますから、そういう趣旨のもとに新しい統制額をきめるということになりまして、いろいろ検討をしておるわけでありまして、そこでお話しのように、ものの考え方の方から申しますと、農業経営の中における小作農の経営を安定させるという基準で、統制小作料の全国的な基準を定めるということでありまして、一応税の問題とは直接には關係はいたしません。が、實際問題として第二次的と申しますが、固定資産税はいかにあるかというところは振り返つてみなければならぬわけでありまして、そこで固定資産税の方につきましては、これはその法律の定むるところによつてこの基準なり算定方法が規定されて出で参るわけでありまして、その辺は定められた固定資産税の狀態を振り返りながら、それを一つの基礎資料としながら新しい小作料の統制基準を定めるべきではなからうか、かように考えておるわけでありまして、○北山委員 どうもお話を承つておると、理論的に事柄の順序が逆になつておるのではないかと申すのです。農林省としては、ただいまお話しのような建前から新しく統制した小作料をきめようとかかつておる今後の新しい問題であります。ところがすでに固定資産税といふものはそれより重要な要素になるわけでありまして、その方もやはり考えなければならぬではないか。少くとももしも農林省が今度の固定資産税、この農地の評価基準をどんどん上げていくことに了解を与えたとするならば、それは当然その限りにおいて、小作料が引き上げになるということとを前提にしてなければ承認を与えられない、こういうふうな考えられるので、自然発生的なものではないと思ふのです。固定資産税の評価基準というものは政府がおきめになる、自然にそういうふうになつたわけではなくて、そこにやはり一つの政策も加味されると思ふ。従つて固定資産税をきめ

る場合においても、小作料という問題
を念頭に置いて考えなければならぬ
し、お話しのように小作料をきめる場
合においても、やはり固定資産税とい
うものをきめて考えなければならぬ相
関関係があるのであって、それを固定
資産税の成り行きによって小作料の金
額を考へていくというようなことは、
農林省としてはおかしいではないか。
値上げをもうす前に前提としてやつ
ておるのではないかと申すのですが、一
体正式に農林省は自治庁がきめてお
る評価基準というものを認めになつて
おるかどうか、事務的に見て農林省の
省議としてそういうことを承認になつ
ておるかどうかというのを伺つてお
きたい。これは人のところをきめるこ
とだからその方でも勝手にきめるこ
とで、農林省は別に考へる、こういうこと
であるか、お互いの関係する自治庁と農
林省の間で協議をして、今後の評価基
準というものがきめられておるかどう
か、これをお伺いしたい。

○立川説明員 固定資産税の地価の評
価、固定資産税の税率、固定資産税の
徴収の仕方というのにつきまして、
農林省として自治庁のおきめになつた
やり方を認めておるかどうかというお
話でございますが、これは自治庁の御
当局が法律によって措置をなさるわけ
でありますから、当然権限に従つて十
分な御検討をなさつておられるわけで
あります。そこで私どもの関係も関連
が出ては参りますけれども、今お話し
の理論上こちらが前提でこちらがきま
るというものでは必ずしもないのでは
ないか、こういう工合に考えますの
で、私どもは数字は承知いたしており
ますが、これを農林省が承認をするこ
とを考へております。

○北山委員 しかし、自治庁が評価を
法律に従つてやつておる、こゝ言ふの
ですが、法律の中には評価基準のきめ
方というものはないので、それは自
治庁の方で、政府の方へまかされてい
るような格好なんですか。法律にはど
ういふような形で評価をしるというよ
うなことはないか。だから政府の裁量
なことです。それが一つと、それからもう
一つは、自治庁の方へ聞きますと、こ
れは農林省がとつておる、そういうい
ゆる反当収益ですね、そういうふうな
調査を基礎にしてやつたのだ、こゝ言
われる。ところが今のお話ですと、そ
れは自治庁が勝手にやつたのだ、こ
ういふようなお話ですが、一体両者の間
にこの問題については何らの関係はな
いのですか、事務的に正式に連絡をと
つたとか、そういうことじやないの
ですか。結局農林省は農林省だ、自治
庁は自治庁だ、こういうことですか、こ
れでいいのですか。

○立川説明員 反当収益であります
かあるいは反当の収益であります
か、そのようなものはおそろく農林省
もいろいろ統計がございますから、私
の所管ではございせんが、その統計
に従つておやりになつたであらうと想
像いたします。しかしながらその反当
の収益あるいは農家経営の内容、それ
を使つてどのような計算をされるかと
いうことについては、私どもが自治
庁のおやりになることを、特別に役所
の権限に従つて承認するというよう
なことはございせん。

○伊瀬委員 ちよつと関連して。今北
山委員が言つていられることは、固定
資産税が上つてくれば従つて小作料の
値上りになるのじやないか、だから固
定資産税は勝手に自治庁がやれ、農林
省の方ではそれはおかまいなしだ、こ
ういふことでは、何か両者の間に御
相談があつてやつていられるのでは
ないかというのを言つていられるの
ですが、勝手に自治庁の方では固定資
産税を上げられ、そうしてあなたの方
では勝手に小作料をまた上げていくよ
うな格好になつてくる、こういうので
すか。

○立川説明員 固定資産税と小作料と
の関係でございますが、小作料は、農
地法の規定に従つて、農業経営の立場
であるというもので公正妥當な基準
であるというところで定めるわけであ
ると思ひます。それで固定資産税は、こ
れは私専門外でございますが、地方税
法の建前からかような基準で財政上の
負担を課するということになるのだと
思ふのであります。従つてその両者の
間には理論上の関連、必然的な関連と
いうものは必ずしもないのではないか
と思ひます。それで実際の地価の見
方を、これにつきましては小作料の算定
をいたします場合にも、どういふ工合
にこの土地の価格というものをみる
か、あるいは農業の収益はどういう工
合に見るかというところはいろいろ検
討をいたしまして、それに従つて小作
料の基準というものをきめなければなら
ないのでございますから、これはこれ
としてその法律の趣旨からきめていく
ということになるかと思ふのであり
ます。

○北山委員 しかし、小作料が自由
に、自然にきまつていく、農林省はそ
れは一向かまわないというなら別なん
です。少くとも現在一つの公定価格が
あつて、しかも新しい公定価格を作
らうとなつておる。そういうふうな場
合において、その要素になる固定資
産税は勝手にどういふようなわけに
いかにいふのですか。日本とアメリカは
も理論的には関係がないが、実際の
には関係がある。農林省はそんなこと
を言つておられるけれども、一体地主連中
が小作料を上げる理由として第一に上げ
ているのは、固定資産税が上つたから
小作料は上げてもらわなければなら
ぬ、こういう口実をつける。これは小
学校の子供が考へても当然なこと
です。農林省だけで理論的には関連が
ないなどと言つて、それで一体小作料の
統制なり、きめ得るのですか。純粋理
論的に固定資産税などを考へないで
そういうことがきめ得るのですか。私は
やはり小作料をきめ得るということが一
つの政策でなければならぬと思ふ。し
かも農家の生活安定ということを目
標に考へている農林省の一つの政策だ
と思ふ。ところがその要素となる固定資
産税の税額は、固定資産税の方できめ
る評価基準というものは一つの政策な
んですから、税をとる方から考へては
いくけれども、当然関連がある。實際
問題としての関連がある。こういうこ
とが今のお話のような考へ方でやられ
ては大へなことなんで、農林省は農
林省で、自治庁は自治庁だということ
で、内容において重大な関連のある問
題について、別個にでんでんばらばら
になつてたつたもんじゃない。
これについて自治庁長官は一体どう
いふふうにお考へですか。

○川島國務大臣 固定資産税の標準を
決定するのは、法律に基いて年一回
つやるということになるのでありまし
て、それに関する限りは小作料とは関
連性がないとも言えるのであります。け
れども、しかしこれを總体的に見ます
と、固定資産税は小作料をきめるとき
の一つの要素になるものであります。こ
の点から関連性がないといふこと
とは言えないわけでありまして。最近土
地に対する固定資産税の評価基準が上
りましたが、それをことごとく小作
料に犠牲を払わしておるかという、現
在私どもが聞いておる状況ではそう
ではないのであります。むしろこれは
地主の負担において解決している点
が多いのであります。先ほどお話し
の、現在では固定資産税が小作料より
も多いという所もあるものでありま
し、そういう所に対しては、法律
の規定によりまして減免の措置もでき
るようになっておるのであります。こ
の小作料を決定する要素にはなつてお
りましかつ、固定資産税が上つたこ
とをことごとくこれを小作料の方へ転
移するといふようなことは、實際には行
われていない現状であります。むしろ
固定資産税の評価基準の決定が小作料
に影響のあることは私も認めており
ます。けれどもそれがことごとく小作
料に転嫁されておるといふ事実もな
いのだ、私どもとしてはこういうふう
に考へておるわけでありまして。

○北山委員 この問題は相当重大な問
題だと思ふのです。それで実はこの前
地方税法を審議して際に、固定資産税
の農地の評価基準のきめ方が問題にな
つたんですが、その際自治庁側の御説
明では、農林省と連絡をとつてやつ
ておるというふうな御説明なんです。

○立川説明員 固定資産税の標準を
決定するのは、法律に基いて年一回
つやるということになるのでありまし
て、それに関する限りは小作料とは関
連性がないとも言えるのであります。け
れども、しかしこれを總体的に見ます
と、固定資産税は小作料をきめるとき
の一つの要素になるものであります。こ
の点から関連性がないといふこと
とは言えないわけでありまして。最近土
地に対する固定資産税の評価基準が上
りましたが、それをことごとく小作
料に犠牲を払わしておるかという、現
在私どもが聞いておる状況ではそう
ではないのであります。むしろこれは
地主の負担において解決している点
が多いのであります。先ほどお話し
の、現在では固定資産税が小作料より
も多いという所もあるものでありま
し、そういう所に対しては、法律
の規定によりまして減免の措置もでき
るようになっておるのであります。こ
の小作料を決定する要素にはなつてお
りましかつ、固定資産税が上つたこ
とをことごとくこれを小作料の方へ転
移するといふようなことは、實際には行
われていない現状であります。むしろ
固定資産税の評価基準の決定が小作料
に影響のあることは私も認めており
ます。けれどもそれがことごとく小作
料に転嫁されておるといふ事実もな
いのだ、私どもとしてはこういうふう
に考へておるわけでありまして。

○北山委員 この問題は相当重大な問
題だと思ふのです。それで実はこの前
地方税法を審議して際に、固定資産税
の農地の評価基準のきめ方が問題にな
つたんですが、その際自治庁側の御説
明では、農林省と連絡をとつてやつ
ておるというふうな御説明なんです。

○立川説明員 固定資産税の標準を
決定するのは、法律に基いて年一回
つやるということになるのでありまし
て、それに関する限りは小作料とは関
連性がないとも言えるのであります。け
れども、しかしこれを總体的に見ます
と、固定資産税は小作料をきめるとき
の一つの要素になるものであります。こ
の点から関連性がないといふこと
とは言えないわけでありまして。最近土
地に対する固定資産税の評価基準が上
りましたが、それをことごとく小作
料に犠牲を払わしておるかという、現
在私どもが聞いておる状況ではそう
ではないのであります。むしろこれは
地主の負担において解決している点
が多いのであります。先ほどお話し
の、現在では固定資産税が小作料より
も多いという所もあるものでありま
し、そういう所に対しては、法律
の規定によりまして減免の措置もでき
るようになっておるのであります。こ
の小作料を決定する要素にはなつてお
りましかつ、固定資産税が上つたこ
とをことごとくこれを小作料の方へ転
移するといふようなことは、實際には行
われていない現状であります。むしろ
固定資産税の評価基準の決定が小作料
に影響のあることは私も認めており
ます。けれどもそれがことごとく小作
料に転嫁されておるといふ事実もな
いのだ、私どもとしてはこういうふう
に考へておるわけでありまして。

ところがたゞいまの農林省側のお話では、理論的には別個な問題だ、何も了解しているのではないのだ、自治庁は自治庁が勝手にやりになることである、こういうような態度である。ですから、これは単に事務的な問題ではなくて、やはり政策上の問題でもあり、また小作料の値上げということが今やかなり相当に問題になっておりますので、これについては、農林大臣にぜひ一つ来ていただきまして、政策的な面についてはつきりした政府側の考え方をお聞きしたい。自治庁は自治庁で勝手なことを言い、農林省は農林省で勝手なことを言われたのでは困ると思うのです。やはり固定資産税と小作料というものは一貫した十分の結びつきを持った一単に部分的な問題ではない。重要な関連性を持った問題でありますので、この点について一つ農林大臣あるいは農林当局の方に出席をお願いしてはつきりさせたいと思います。終了。

○門司委員 関連して。これはあとで農林大臣がおいでになれば、そのときに自治庁の長官との間にはつきりしてもらえばそれが一番いいと思うのだが、両方の事務当局に二応聞いておきたいと思う。小作料と固定資産税の関係は非常に微妙な関係があるが、問題は性格上の問題だと思ふのです。自治庁が固定資産税をきめるときに、収益を度外視した。かつて自治庁の方から言われたような財産税であるという考え方のもとに立つてきめられるなら、あるいは小作料の關係が多少薄くなるという感じがいたすのでありますが、自治庁は依然として、収益には何ら關係しておらない、いわゆる財産税的の

性格を持つておるから固定資産税の評価がえが今日行われてゐるのだという解釈をいまだにとつておりますか。収益に全然關係のない査定の方法をとつてゐるということが自治庁では言えますか。

○農野政府委員 農地の評価につきましては、以前にも申し上げたと思うのでありますが、農地の売買が強い制約のもとに置かれておりますので、収益還元方式で価格を見出してあります。そういうことを申し上げて参つておるわけでありませう。

○門司委員 今自治庁は、固定資産税の評価の問題は、財産税の性格でない、農地については、収益を一つの考え方としてゐる、こういう答弁なんです。そうだとすると、農林省の今の意見はおかしいと思ふのです。小作料をきめる場合に、全然収益を度外視した小作料の算定の方式はあまりないのではないのか。地価といふものと収益といふものとのにらみ合せが小作料を決定する一つの要素になると私は思う。だから全然關係がないといふことはないと、農林省の方は小作料をきめる場合、何を基準にしておきめておきたいと思ひます。

○立川説明員 この小作料の問題は影響するところが非常に大きいのでございまして、私もただでは問題を基本的に突き詰めるということについて疎漏があるかといふような考えもありまして、実は今學者の方をお願いいたしまして、小作料の審議會を作りまして、そこで御検討を願つておる次第であります。そこで、その御意見が出てから、小作料審議會の御意見を

十分に尊重しながら小作料の統制基準についての結論を見出していきたいというように考えておりますので、現在のところこのような算定方式でこれをきめるといふ工合にばちつと割り切つた結論には到達していません。

○門司委員 今の農林省の意見は、大体農林省側の意見として聞いておきますが、そうすると、今回の固定資産税の値上げは小作料値上げの口実には全然ならないといふふうに解釈してよいでしょう。

○立川説明員 固定資産税の値上げの問題は、御指摘の通り、理論上は私関連しないのではないかと、こう考えますが、先ほども申し上げましたように、現実の問題として、小作料の問題と固定資産税の額はにらみ合せて考えなければならぬといふことは、当然無視できないわけでありませう。そこで、実際の問題としてそういう工合に両者の関連を考えなければならぬといふ工合にいたしますと、私どもの考えでは、純粹に理論的に突き詰めて、そうして小作料の基準といふものを出さず、それが農地法の正しい精神だろう、その新しい基準を考へて、理論的に農地法の前提に従つて出た小作料の額と、それを実行する場合に、固定資産税の關係いかんという第二次的の問題は、行政の調整なりそういうことで考へたいといふのではないかと、こういう工合に考へてゐるのであります。

○門司委員 そういう学問的な議論をするなら、議論が長くなります。小作料の算定についてもわれわれの考え方がないじゃない。たとえば財産税的の性格を持つものとしていく場合、資本家本位の物の考え方をすれば、これだ

け財産の価値があるから、これを貸与する場合はこれだけの小作料をもらいたいという議論が出てくる。小作人の方から考へれば、これだけしか収益がないから、この収益の中からこれだけ取れば採算が合うなといふことと、同時に、両方合せて考へて、収益だけから換算すれば小作料はこのくらいでよいといふ、財産としての価値は全然度外視して、収益だけを基礎にする。この両者折衷の考え方もあるだろう。そのいずれをとるかといふことは、あなたの方で研究されていふといへば、されてゐるということではないと思ふ。しかし現実の問題として固定資産税の評価額が三割上つてゐる。従つて地主の負担がそれだけふえてゐる。だから、負担がふえてくれば、勢いそれをカバーするために、あるいは補てんをするために小作料をどうしても上げてもらいたいという意向はいふまでもない事実だと思ふ。こういうことから小作料が上つてくるということは当然一つの理屈になつてゐる。また農林省もそう考へてゐると思ふ。しかしその問題は今ここで議論しておつても、あなたの方の御答弁がそういう御答弁であればどうにも仕方がないが、まだあなたの方の結論が十分出ていないとすれば、いよいよきめる場合には、今申しましたような三つか五つあると思ふが、その要素を一つ抜き出して、固定資産税もよく取り入れて考へるべきだといふ御答弁だとしても、現在上つてきた今日の段階においては、固定資産税が上つたからといってこれが小作料値上げの口実には絶対にならないとわれわれは解釈するが、その通り解釈してよいかどうかといふことです。

○立川説明員 小作料値上げの根拠になるか、こういうことだと思ひますが、これは率直に申して、固定資産税の額が上つたといふことについては、先ほどの法の建前の議論はそれといたしまして、実際の第二次的に考慮すべき要素、こういうことになりませう、もちろんそれは第二次的に考慮する要素としては、固定資産税を考へて小作料の点に振りかへて見れば、固定資産税が上つたといふことは、小作料の引き上げの点について作用する要素になることは確かだろう、こう思ふのであります。その際に、小作料の額を、ずつと一つの基準でこういう工合に考へて、考へて出てきた額と今きまつておる固定資産税の額を見比べまして、そうして小作料の額が固定資産税をまかなへないといふことになつた場合、さてその調整はどうするか、これを小作料引き上げの方向に作用させるか、それは一つの方向でありませう。引き上げの方向に作用させないで、別に何か考へる道はないか、こういうことも私はあり得ると思ふのであります。それはさらに検討をいたさなければならぬことにならうかと思ひます。

○門司委員 そういうことを聞いてゐるのではないのです。さつき申し上げましたようにいろいろ要素はあると思ふのです。それは地主本位のものを考へるか、小作人本位のものを考へるか、さつき申し上げましたように、これからの収益を中心としてものを考へるか、その問題はあつてゐる。しかしそういう問題を研究しておる時期ではなくして、現実固定資産税が上つてゐるのである。従つてこれが小作料

これから将来の税収入等の増加が望まれないような団体、そういうものに対して勧告をいたしたい、かように考えておるのであります。

それからもう一つの問題は、再建計画を承認いたします場合に、一定の基準を作れというお話であります、これは私は作ることも自体にすでに無理があるのではないかと思っております。

一定の規格をはめて、たとえば消費的経費を何割落せ、公共事業費は何割落せという基準を示すことも自体が現在の自治制度の本旨にも反しますし、地方の実情に沿わないことになり、地方独自の考え方はやはりその地方団体独自の計画にまかせて、再建の案を作っていくという考え方に立ちまして、それが実行可能であるかどうかという判断を私どもがするだけではないか。著しく歳入の見積りが過大である、著しく節減計画が不合理であるというような場合だけ、私どもは注意していけばいいんじゃないか、かような考えを持っておるのであります。

○坂本委員 公共団体がその計画を立てて申し出て、それに対する承認の場合、大体了解できるのですが、勧告の場合は、ただいま御説明のような歳入の総額と、歳出の総額が一割以上違う場合という基準があるわけですか。しかしながらそういうような問題、税の問題、あるいは交付金の総額の問題、そういうような点から打開すべきであって、それくらいの程度で自治庁長官が再建団体に對する勧告をやるという、その勧告に對して、公共団体、自治団体がこれに應じなかった場合、や

はりいろいろな関係があるから、その勧告に對してはやむを得ず応じるといふような、いわゆる強制勧告になるのをわれわれは心配するわけです。

ですからその勧告をされるわけについては、今申されたような案としたことではなくて、やはりこの法を作る以上は、その測定基準を示しておくことが至当だと思つたのですが、その点いかがですか。

○後藤政府委員 ちよつと誤解があるのではないかと思います、私が申しましたのは勧告いたします団体は、二十九年度の決算の赤字の額が、その団体の歳入の規模の一割以上の団体ということになり、非常に局限されます。たとえば県で申しますと、くすの団体がそれに當るわけであり、その団体のうちで赤字の内容にもよるのでありますが、赤字に直轄の分損金あたりが、非常にたくさんある団体であります、これは別な方法でもって解決することによつてその額は減つて参ります。その他再建計画を立てなくても、自主的な再建計画で、すでに立つておる団体もございまして、そういうものでやつていけるという見通しがつくものであれば、別に私は再建団体にないという勧告をしなくてもいいのではないかと、いふふうに私も考えております。従つて最大限を申ししますと、大体歳入規模の一割程度の赤字のある団体を中心に考えていく、そして現在金繰りに非常に困つた状況にある団体はやつた方がよろしい、という考え方を現在持つておるわけであり

ます。

○加賀田委員 関連して、再建団体にすることを拒んだ場合、一割以上の赤字があつたら勧告することになつておりますが、實際問題として赤字で困つておる地方団体が、再建団体として拒むという理由がやはりこの法案の中に私はあると思う。各赤字団体が、この法案の持つてゐる内容、性格に對して、喜んで、双手をあげて賛成するやうなものであつたとするならば、赤字団体が好んでこの再建を拒むことはな

いと思ふ。拒む理由があるから、あるいは拒むというものが予想されるから、勧告というものを一つの前提として、政府は考えたのではないか。この点でどういう理由で拒むような内容を当局として考えておられるのか、この点をちよつと尋ねたい。

○後藤政府委員 私どもが勧告しなくとも、大体私が今申したような団体は、再建計画を立てて、これは政治的な問題は別にいたしまして、これは金を借りるか借りぬか別であります、やることになると思つております。しかし政治的な理由でもつてそういう団体が、やらないかたつたということもあると思ひます。しかしそれを別に強制する意思はございません。

○加賀田委員 今の説明では、いわゆる赤字団体にありますれば、起債も認められるし、あるいは利子の補助もあるから、そういう面では赤字の地方団体は拒むことはなからう。しかし政治的にそういうものが含まれておるのではないか、そこなんです。こうした赤字団体が再建団体となる場合に、自治庁の権限が相当深く地方団体に入つてくる。地方団体の自主性というものが侵されてくる。金はほしいが操は売りにたくない、これが地方団体の中に生ま

れてくる。そういう意味から赤字団体のありながら、再建団体とすることは金ほしいが、そういう中央の権力が入つてくると困る、そういう内容が含まれておるから再建団体となることを拒むやうな団体が出てくるのではないか。政府はこう考へて勧告という問題を出された。しかし政府の説明通り、赤字で困つておる地方団体がこの再建を喜んで全幅的にこれに協力するやうな内容を含めたものであつたら、勧告というものは取り上げる必要はないと思ふ。だから信念としては全部再建団体となるだらうと思つていながら、政治的にそういう要素が含まれてゐるから、ひよつとしたら再建団体になることをこばむやうな団体があるかも知れない、だから自治庁としてはそれに對して勧告を行うのだ、しかもその勧告というのは純理論的にいけば勧告であつて、あとは自由だ、こう言ひますけれども、従来こういう法案が出るために、すでに地方団体はこれを受け入れるための大きな要素として首切り問題、行政整理、機構改革等を行なつて再建団体の態勢をととのえようとしておる。法案が通過しない今日でさえこ

ういう状態だから、勧告というものは自治庁が行なつて、地方団体の自主性で勧告を拒否しようと思つたら、それは自由なんだといふながら、實際は大きな圧力、大きな強制力を帯びておると私は思ふ。従つて私はそこでこの法案の中に含まれてゐる政治的な意味、中央の力が地方団体に入るという懸念を、すでに提案された政府も、その内容として私は意識されてゐるのじゃないかと思ふのですが、その点はどうな

んでるか。

○後藤政府委員 再建団体になります場合に非常に窮屈なことになるといふ点であります、私はその点で非常に誤解があるのではないかと思つておるものであります。御承知の通り再建計画といふのはこまかい計画ではないのであります、何年度からの程度黒字を出して起債の償還をしていくかといふ計画になるのであります。五十年も七十年も先のこまかい計画というものは立てることはないであります。従つて七年度か八年間のバランスを考えまして、歳入と歳出の規模の測定をいたしまして、そして毎年度どの程度の黒を出していくかという計画が再建計画なのであります。それを今度は毎年度の予算でもつてその黒字を出す計画を立てていく。これが毎年度の予算どものは、つまりこの費用をどうしろ、こうしろというやうな、こまかいことを申すつもりはございません。従つて結論としてこの償還程度のもので出ていく。つまり黒字が出ていくという計画であれば、中の内容がどうであろ

うと、その内容が確実に達成できるものであれば私たちは認めていく。今までの再建の指導もやはりそういうやり方をいたしております。どういうやり方をするかはその団体がきめるのだ、こういうことであります、必要な単独事業も必要な公共事業もやはりあるけれどもちゃんと組む。それまでも拒否するといふやうなことは、私どもの方はいたしたくない。結論として、どの程度の黒を出していつて赤字を消していくかという計画を中心にして考へていきたい。従つてこの橋はいいとか悪

いとかいうようなこまかいところまで私どもは言うつもりは全然ありません。また予算を見ましてもそういうことはわかりません。従つて大きな方針だけを、こういう方針でやるというのとだけを開きまして、私どもはそれを承認いたしていき、こういう格好になるのであります。

○坂本委員 それが勧告を受けて団体に入りまします、やはり非常な制約を受けるわけでしょう。あとで聞きまして、と思うのですが、徴税の問題にしろ、それから委員会の問題にしろ、あるいは予算の議決にしろ、いろいろな制約を受けるわけですから、その団体に入るのを好まないわけですね。それに対して自治庁長官が勧告をする。勧告を受ければ、やはりそれを受けて立たねばならないという事象上の情勢が出てくるわけですから、従つてそれが強制勧告になる危険性があるわけですね。ですから強制勧告にならないように、その勧告については測定基準をはつきりきめておく必要があるのではないか。その点をお伺いしておるわけですね。

○後藤政府委員 今おっしゃいました、たとえば税の徴収の問題でありましても、これは平均の団体の徴収成績上の成績でもって徴収しろ、こういうふうな規定でありまして、つまり同じくらいの規模の団体の平均額以上の歳入を上げるような努力をしなければいけないという程度の考え方を私どもは持つておるのであります。従つて特別にそれに大きな重荷を負荷するようなふうには考えていないのであります。従つて税の徴収を現在たとえば六〇%しか取っていない、そういう団体で赤

字の団体もあるものでありますが、そういうものに現在の八〇%程度の平均の徴収率まで持つていけ、こういうことを申すのであります。そういう計画でなければ困る、こういうことは申しますけれども、これは普通の団体である場合にやはりやるべきことでありまして、そういうこともいやだということでありましますれば、再建計画自体をやらないということになるのであります。一応は私どもは注意いたしますけれども、やらない場合には、それ以上強制するという意思は全然ございません。

○坂本委員 そういたしますと、この勧告は一応の注意だ、そういう程度のもの、このようにふうに了解していいのですか。

○後藤政府委員 その通りに考えております。

○坂本委員 それでは次に、今租税の問題が出たわけでありまします、自治庁では再建計画で租税その他の収入の徴収成績を通常の団体の成績以上に高めることをやはり要請されておるわけですね。そうしてその実施要領を計画に定めるわけですね。そうなりますと、現在の地方税制の關係から住民の負担能力を考へます場合において、徴税については相当の滞納額もだき込んでおるから限度が来ている。それになおこの計画を立てるといふことになる、徴税の点について住民に非常に無理が来る。こういうことが考えられますが、その点についての御見解を伺います。

○後藤政府委員 先ほど申しましたように、赤字団体の中には六〇%、五〇%の徴収成績しか上げていない団体がございます。そういう団体の徴収成

績をたとえば全国平均の徴収率程度まで引き上げた計画にしなければいけない、こういう意味であります。その場合に滞納しておる人に非常に負担がかかるのはでないか、こういう御質問はまじまじに納めておる人との均衡の問題でありまして、別に税をたくさんとるのではなくて、すでに平均で賦課しておるものを徴収するのでありますから、負担が過重になるといふことはならぬ、かように私どもは考えております。

○坂本委員 それは少し考え方が違ふと思う。われわれは基本的には現在の地方財政の赤字というものは住民の責任でなくて、国家の責任である。国家の責任において現在の地方財政の赤字を解決すべきであるのに、この再建計画によつて徴税の点について計画を立てて、その税金徴収を強行する、こういうことになつたら、やはり住民の責任においてこの再建計画が立てられて、国家の責任によつて背負つた地方の財政の赤字を国家は何も見ずに、ただ住民において強行するといふことになるから、その点をわれわれはおそれて、この徴税の問題をお聞きしておるわけですね。従つて結局徴収の実績を上げるのには滞納を取り立ててやるということよりほかないわけですね。そういうことと、結局国家の責任における地方財政の赤字を解決するために住民の底に求むるところの負担能力の上に、さらに滞納の重圧が加わつてくるということになれば、やはり結局これが権力の介入によつて住民を苦しめる、こういうことになりはしないか、この点をおそれるものですか、お聞きして

おる。その点についてどうですか。

○後藤政府委員 たとえば二つの市町村が並んでおるといたしまして、一つの市町村は九五%の税の徴収率で、一つの市町村は六〇%しかとれない、こういう市町村が現実にあるのであります。そういう市町村の場合に、その税のとなない責任が私は全部国にあるといふことはできないのじゃないかと思ふのであります。従つて先ほどからの赤字の原因の中には、もちろん国の負うべき責任がございます。しかし私は、その国の負うべき責任はむしろんございまして、そういうふうな場合も今ありますので、従つて再建計画としてはやはり全国平均の徴収成績くらいまでは上げるようにしてもらいたい、こういうことをここに書いておるのであります。

○坂本委員 非常に滞納しておる実例をあけてこの再建計画の全般の問題を云々することはいかぬと思う。やはり基本的には、この地方財政の赤字にはやはり国家の責任が七割、八割はあるといふことは、これはもう一般周知の事実なんです。ですからこの再建整備法によりまして、この財政計画によつて、滞納はほとんど強制執行し、差し押えをしてとり立てる、こういうことになれば、国家の責任で解決しなければならぬ地方の財政を、やはり住民が非常な国家権力の介入によるところの滞納に対する差し押えとかあるいは競売とかによつてこの再建計画をしなければならぬ。だからこれは基本的には最初に申された再建整備法の目的に反する結果になりはしないか、こういうふうな考へるのであります。ですから差し押えをしたり競売をしたりす

るといふことの現象が起きないといふ考へ方なら別ですけれども、必ずこれはやらざるを得ないわけですね。そうしなければここに要求されておるところの財政計画の実行というものはできないと思ふ。その点についてもう少し政府は考へてやらなければいけないのじゃないか、この点について一つ大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○川島國務大臣 赤字の責任につきましてはいろいろ御議論のあるところでありましますけれども、結局これは国の責任に属する点もあつたのであります。従ひまして、地方財政の立て直しは国と地方と一体になつてやらなければどうしてできないのであります。この再建促進法が企図しておるところも、決して地方の住民の責任のみによつて赤字を解消しようとは考へておりません。しかしあまりに徴税成績の悪いところは徴税成績を上げるといふことは当然でありまして、ことに赤字団体等におきましては、徴税成績をよりよくすることは望ましいことでありま

すので、特にこういう条項を設けたわけでありまして、この条項が直ちに赤字は全部住民の責任において解決しろ、こういうことを企図しておるわけではないのであります。

○坂本委員 われわれはこの財政計画は住民の責任においてこれをやるというふうに見るわけでありまして、と申しますのは、三百億の二十九年度の赤字解決にしても、国みずから積極的に負担をすることはないわけですね。住民は差し押えを受ければ競売をされる、いやおうなしに物はとられる、金を出さなければならぬ。しかしながらこの

再建計画によると、国自身は少しも出さないうけです。私はこの点はまたあとで利子補給の問題でも質問しようと思つたのですが、この際申し上げたいのは、利子補給の点についても国家がめんどろを見るのはわずかに二分でございませう。ところが造船利子なんかについては、法律を作つて三と三十五億免除をする。炭住の資金に対する利子については、法律で利子の値下げをしたから、さかのほつて納めたのを払い戻した、こういう実例から見ますと、全く住民の負担において幾分か減る様になつてこの再建整備をやれというところにこの財政計画がなつて思ふ。ですからこういう点についてもう少し考へる余地はないか。こういう關係があるから、私が一番最初に勧告と承認の問題について基準測定を設けてやる必要はないかと言つたことも、ことに考へがあるからなんです。ですから国と住民とが一体になつて地方財政の再建をはかるのではなくて、これは住民の犠牲によつてのみでございということになるのでありますが、結局そのしわ寄せが差し押さへあるいは競売という点になるのじゃないか。こういう点について、この法律においてはもつと考へる点がありはしないかというところをお聞きしてゐるわけです。

○川島國務大臣 地方財政再建促進法は国が責任を持つておることから、今年度政府資金五十億、明年度百五十億、合計二百億出すわけであります。利子補給は公債百五十億分についてであります。今日赤字に悩んでおる地方団体というものは、自分だけの責任で短期の資金を借りて、それで金繰りに苦しんでおりますから、この苦しんで

然でありますけれども、全部のしわ寄せが人件費にくるといふことは、きのうもいろいろ皆さんから御議論があつたのであります。私もそれは考へていないのであります。事業費、事務費すべてにおいて財政規模というものを直してもらふ、こういう考へ方でありませう。

○北山委員 関連して、先ほど長官は、現在赤字団体が短期融資の金を借りて苦しんでおるからこれをたな上げする、こういうふうなお話でございませうが、今度の再建債は公債債の方が百五十億で政府資金の方が五十億でございませう。そこで実際に五十億の政府資金と百五十億の公債債と両方あるわけですが、一体これをどういうふうにあんばいをして起債の許可をする方針であるか。両方とも相当性格が悪いから、どういふような方針で五十億と百五十億のバランスをとつてやるか、それをちよつと伺いたいと思ひます。

○後藤政府委員 私どもの考へ方といひましては、政府資金の量が非常に少いのでありますから、小さい団体にはできるだけ政府資金を多くつけていきたい、かような気持を持つております。つまり現在の起債の方針といひまして、市町村の起債、特に町村の起債はできるだけ政府資金で、市以上は公債債を割って振つております。そういう方針でおりますので、やはり政府資金と公債債との割り振りはそういう従来の考へ方を踏襲していった方がよいのではないかとこの考へ方についてお聞きします。

○北山委員 そうしますと、大体今大きな地方団体が短期融資などを地方の銀行から受けておるといふようなものは公債債の方に回す、そうでないような小さい市町村の方に政府資金を回す、こういう方針のようでございませう。そこでこれに関連しますが、赤字の方は五百八十六億といふのが二十九年度の報告であります。再建債の方は二百億、そうすると、実際に自治庁が各団体から再建計画を出させて、そうしてそれを査定して必要な額を貸すわけにございませうが、かりに二十九年度のおしまひである団体が十億の赤字が出ておる、ところが自治庁はそのうち五億だけは再建債を認めてやり、あと五億の方は節約でいく、あるいは増収でいく、こういうふうな計画を承認なさる場合においても、あるいは起債の許可をする場合においても、そういう角度から實際見ていくわけですか。そうすると、要するに五百八十六億のうちで二百億は起債の方でやる、あとの三百八十六億は節約を上げるか、あるいは節約をさせるか、そういうもので落していける、こういう考へですか。

○後藤政府委員 赤字の総額と起債の要求額といふのは私は開きがあると思つております。赤字の総額だけを金をそろえなければならぬといふことは私はないと思つております。また地方団体の実情もさうであります。大体二年か三年くらいの計画でもつてやれそうなどところ、もちろんそういう団体で四年も五年もかかってやるところもあるかも知れませんが、大体私も考へて二、三年で終るところ、市でありますと三年くらいで大体終るところ、府県でも三年くらいで大体終りますが、そのくらの団体はやはり金を借りないの

ではないか、かように考へております。従つて金を借ります団体はやはり相当長期の計画を立てなければならぬと思つております。しかも資金繰りに非常に困つておるような団体がやはり借りるのではないかと、従ひまして一応二百億といふ数字を出したのであります。これは二十八年度の決算を基礎にいたしましたので足りないかも知れませんが、しかし一応これで出資して、足りない分はさらに追加していくといふ方針で行きたいと私も考へております。

○北山委員 そこで公債債の百五十億、これがいろいろ問題になつたわけですが、この公債債の消化がむずかしいからといふので、この政府案の中では再建公債債の消化促進審議会という機構を設けた。ところがそのあとでその公債債の方は来年度ないしすみやかに政府資金にこれを振りかへるといふような決定になつたわけですか。従つてそのようにはつきりと、今は公債債でやるが、すぐ来年度あたりに政府資金に振りかへるといふうなことが確定であるならばこんな公債債の消化促進審議会のような重々しい、えらそうな審議会をこのことに限つて作る必要はないのじゃないか。これは贅肉じゃないか。自治庁長官はよく贅肉があるといふことを言いますが、この法案の中にはいふぶん贅肉がある。その贅肉の最たるものではないかと私は思ふので、その贅肉を一つとつてもいいといふような考へはありませうか。

○川島國務大臣 百五十億を公債債でやる以外に、これはその他約二百億の一般起債の公債債が必要でありませう。従ひまして、これを消化すること

○川島國務大臣 百五十億を公債債でやる以外に、これはその他約二百億の一般起債の公債債が必要でありませう。従ひまして、これを消化すること

○川島國務大臣 百五十億を公債債でやる以外に、これはその他約二百億の一般起債の公債債が必要でありませう。従ひまして、これを消化すること

○川島國務大臣 百五十億を公債債でやる以外に、これはその他約二百億の一般起債の公債債が必要でありませう。従ひまして、これを消化すること

○川島國務大臣 百五十億を公債債でやる以外に、これはその他約二百億の一般起債の公債債が必要でありませう。従ひまして、これを消化すること

はなかなか容易ではないのでありまして、今年度限りの問題にいたしましたも一応こういう審議を設けて円滑に消化させることが必要だ、私はこう考へてその規定を設けたのでありまして、お話の通り経過的に申し上げますと、百五十億を来年度において政府資金に回すということはあとから入れた規定でありますけれども、しかしそういう規定がありまして、なお審議会は今年度限りとしたとしても必要だ、こういう考へで、決して贅肉とは考へていないのであります。

○北山委員 しかし贅肉というのはこの法案には至るところにあるのでありまして、われわれが考へますならば、おそらくこの法案は半分か三分の一くらいは格好になってしまふんじゃないかと思ひます。そこで今のお話でございしますが、消化促進審議会の方はかにえらそうなたちが集まって相談をしても、銀行にとっては公債を引受けるのに一体何が一番大事な問題かといへば、自分の手先の資金を遊ばせないで、そういうふうな固定させないで、早く政府資金でも流してくれんというところでありまして、そういうことができさえするならば何も要らないのであつて、そういうことがない限りにおいては、いかにこんな審議会を作つて相談をしてみたところで、やはりそろばんの上に立つ金融資本家である限りは、そんなにやすやすと何百億というような起債は消化できるものじゃない。従つてこの再建債に関する限りの審議会でございますか、少くともその後の経過によつてすみやかに政府資金に切りかえるという基本方針がきまらない限りにおいては、この消化促進審議会と

いうものは、再建債の消化促進審議会では、一般公債の審議会じゃないですから、それ以外の二百何十億というものにはこれは別途の問題なんだ、従つてこんなものはなくてもいいじゃないかと私は思ふのです。これは政府案としてお出しになったのだから引つ込めるわけにもいかないでしょうが、私は要らないじゃないかと思ふ。

それからはかの点にも触れますが、私も一番問題にしておりましては、この法案の中に憲法違反というような気持のする条項があります。第二十一条であります。すなわち財政再建団体が過大な予算を組んだりしてやめる場合には、自治庁長官はその過大である財政再建計画に適合しないと認められる部分の予算の執行の停止を命ずる権限がある。予算の執行の停止するなどというところは、少くとも戦後の地方自治制度においていまだかつてないところなんです。地方自治法のどこにもその規定はない。むしろ地方財政法の第二条には地方団体の自律性を十分に尊重しろということが書いてある。ところが赤字を出しているからといって予算の執行の停止を命ずるといふような権限を政府が持つことは、自治権の侵害ではないか。すなわち地方財政法第二条というものは、例の地方自治の本旨を尊重するという憲法の規定に基いたものでありまして、この再建促進法の第二十一条というのは、これはそれを侵害するものであり、憲法違反ではないか、こういうふうな考へるのですか、長官はどのように考へてございしますか。

○川島國務大臣 初めの審議会の問題の方は、かりに北山さんのような考へえがあるとしても、あれがあつて決して

てマイナスになるということはない。幾らかプラスになるのですから、何も置いてもしつかえないと思ひます。それからもう一つ二十一条の問題であります。これは条文にもあります通り、予算のうち特に過大であつて、財政再建計画に適合しないと認められる部分の執行の停止でありまして、きつめて局限されたものでありまして、総合的に予算を提出するというようなことを停止するとか、そういう条文ではないのであります。従ひまして憲法の第二章には決して抵触しない、こう考へております。

○北山委員 贅肉でもなきにまざるという考へでございしますが、それは別として、今の予算執行停止というのは、かなりそれが過大であるというやうな部分でありまして、とにかく予算執行停止であることは間違ひがない。ですからなせ一体こういう方法でやらなければならぬか。別な方法でもやれるのではないか。内面指導とかそういうことで、実際今までも自治庁においては適当に御指導になつておるし、そういうふうな監督規定がなくて、今までの程度はできておると思ふのです。これは実力関係でもございしますが、そういう関係にあるのですから、何もこういうふうな堂々と憲法に違反する疑いのあるような権限を政府に与えなくても、実際に間違つておる予算ならば、適当でない予算ならば、それは話し合ひでも解決ができる。しよつちう大臣や自治庁の方々が言われる通り、話し合ひでも解決がつくのではないか。それをなせ一体予算の執行の停止を命ずることができるといふやうな、大上段にかぶつたあやし

げなる規定を入れなければならぬか。なぜこのようにまでしなければならぬか、私は実に了解に苦しむのでございしますが、どうしてこういうふうな予算の執行の停止までしなければ目的が達せられないとお考へであるか、それをばつきりとお答へ願ひたい。

○後藤政府委員 もちろんおつしやいますように、予算の執行停止は再建計画と合わない場合でありますから、その場合には一応私どもは注意をいたします。本来ならばそういう場合には再建計画の変更の手続を取るべきであります。従つて再建計画の変更の手続を取れば問題はないのであります。それを取らないで、なおかつ再建計画に適合しない過大の予算を執行しようとする場合の規定でありまして、もちろん事前にいるる手を尽したあとでどうにもならない場合に、この種の手続を取る、こういうことであります。もちろんでき得れば私も最善を尽しましてここまで持つていかないやうに指導したいと思つておる

○加賀田委員 関連して、北山君の執行停止の問題なんだが、それに対してさらに強い権力を持つておる。これはもしそういう執行の停止を命じて、なお地方団体が聞かない場合は罰則がついておるわけだ。こういうふうにして執行の停止をするといつて、地方団体がなおそれを聞かなかつたら、将来の赤字の補給は取り上げてしまつて、起債は今後認めないという、そんなまるで赤字団体を罪人扱いしている。で、きるだけそういうやうなことはないやうに努力したいといふ言ひながらも、それを聞かなかつた場合には、今度は

罰則規定まで設けている、こういうことは、自治庁としては地方団体の自主性を認めておると形式的に言つても、実際には認めていないと思ふのです。が、その点はどうですか。

○後藤政府委員 一応の注意をいたしまして、それを聞かない場合にももちろん一種の罰則規定を設けております。これは全地方団体の中でまじめにやります団体と、それからそうでなしに無計画な予算執行等をやりますものとの間の均衡を考へまして、やはりこういう規定が必要だと思つて入れたわけでありまして。

○加賀田委員 そこで北山君の質問の中で、やはり新しく憲法では地方自治の一章を設けて、地方団体の全くの自主性というものを認めておるわけなんです。政府の干渉は許さないとおる。それが民主主義の基盤だといふやうに明確になつておる。そういう地方の自主性を認めておるが、当面赤字が出たら政府が大きな権力を自治体の中に加えてくる。今申しましたやうに執行の一部停止の権力を持つておる、あるいはそれを聞かなかつた場合には罰則まで入つていく。これはあまりに地方団体の現状を無視した規定だと思ふ。だからこそ憲法に抵触するのではないかと北山委員も言つておる。こうして地方団体の全くの自主性を、たとえば時限立法的にある程度の赤字団体が黒字になるまでの期間といふことが、そういう権力を持つといふことは、私は日本の民主政治のゆゆしき問題だと思ふ。自治庁はやはり地方団体の自主性に基く発展を望んでおると思ふ、それと大きな矛盾を来すのではないかと思ふが、長官はどのように

お考えですか。

○川島国務大臣 再建団体が自分の策定した再建計画を忠実に執行してもらえれば問題はないのでありまして、ただいろいろ事情でもってその計画が実行不能に陥ったような場合におきましては、ごくまれな場合において、しかも局限された予算だけに對して執行の停止を命ずるというのでありまして、全般的な予算の執行の停止を命ずるといふような規定では決してないのでございします。しかも罰則といいますが、別に刑事罰をつけているわけでもないものでありまして、行政的の処置でもって反省を促すという程度でありまして、決して憲法にきまつております自治の本旨に反するような規定ではないのだ。まじめにやっていると団体に対しては、あくまで尊重いたしましてこれに協力いたすのであります。何らかの事情によりまして再建計画が実行できない場合には、限られた部分に對して反省を求めるといふのでありますから、御心配のような点はないと私も考えております。

○北山委員 問題になりますのは、自治庁長官が直接に赤字団体の予算執行の停止を命ずるといふ直接の力であるから、反省を求めるといふのは間接です。すからいいですが、なぜ直接にこの予算の執行停止をしなければならぬのか、それだからこそ私は憲法に違反する疑いがあると申し上げる。間接にこれを直させるというのはいわゆる自主的にあやまちがあつたらあやまちを直させるということであつて、これがいわゆる自主性を尊重する地方自治の精神だ、それを直接にあやまちの部分贅肉だか何だか知らないが過大の部分

分、それを停止するということは、直接的な権力的な力なのである。そういうことを認めるといふことが地方の自主性を侵害するのではないかと、こういう形の、間接の反省を求めるとかといふことならまだいいのです。なぜそういう直接の権力的措置、権限を政府が持たなければならぬのか。しかもそういう形において憲法違反の疑いがある、予算の全部であるが一部である、問題の性質は同じなのだ、そんなことは関係はない、憲法違反でないといふことをもう少し明確にお答え願いたい。

○川島国務大臣 地方団体が内部のいろいろの事情によりまして、せっかく立てられた再建計画が実行不能に陥るような場合がないとも限らないのであります。もしもこれを放置しておけば、結局その団体というものはいつまでもたつても赤字の解消はできないのでありますから、これに對してある程度の制約を加えることは、地方団体の再建のためにぜひ必要だと考えるのであります。繰り返して申し上げるのであります。繰り返して申し上げます。自治庁長官が直接に赤字団体の予算執行の停止を命ずるといふようなことは、對して停止を命ずるといふようなことは、ないものでありまして、限られた問題に對して、限られた期間内においてその停止を命ずるだけでありまして、自治の本旨に反するといふことは決してない、その点は私もはっきりそう考えている。

○坂本委員 政府の権限は憲法を無視し、法を無視していることだと思ふ。憲法の九十二条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」「こういうことになつてゐるわけな

んです。ですから一部分の問題にしる、全部の問題にしる、やはり憲法違反は憲法違反であるわけです。だから今われわれが申しておりますのは、予算の問題にしても、それは自主的に地方公共団体がやるならば差しつかえないけれども、国家の権力によつてこれをやるというところは憲法九十二条違反になる。やはり国家権力の介入であつて憲法違反になる、こういうふうになつては言つてゐる。そこでこれと関連しましてなおここに疑義がありましては十条なんです。十条の財政再建団体は、「委員会若しくは委員長の定めたる規則その他の規程で、議長、長、又は当該委員会若しくは委員若しくは委員会の管理に属する機関の事務局、局部その他の事務局の部課の数を減ずることができ。」「こうありますが、この十条はやはり自治法の本旨にも反するし、自治法の規定に違反する疑いがあるわけですが、この点についてはどういふお考えをお持ちですか。

○川島国務大臣 憲法の地方自治に関する問題につきましては、學者の間にございまして、絶對に監督を排除するのでないといふ議論が今日普通例となつておるのであります。この法案に盛り込まれている範圍のことは、決して憲法に抵触するものとは私も考えていないのであります。學者の間にいろいろの議論のわかれてゐることは私は承知いたしておりますが、この程度のことは差しつかえない、かように考えております。

○坂本委員 長官は程度の問題で本質を処理しようとするわけでありまして、やはり法律違反があるいは憲法違反

反かといふ問題は程度の問題でこれを処理することはできないと思ふのであります。ことに予算といへば、もちろん国家の監督が全然排除されていらないと申されますが、それは地方公共団体が委任事務とかあるいはその他によつて国家の事務をやつておる場合のその事務についての問題であるのであります。予算の問題とかそれから自治法の規定を云々するとかといふこの問題は、これは地方自治体の自主権による本質上の問題であります。これに對しては程度の差をもつて云々することはできないと思ふのです。従ひまして十条の問題についてもこれは自治法に違反する疑いがあるものでありまして、やはり予算の問題ともあわせましてこの促進法には、この法律違反、憲法違反の問題が今二つあげられたわけですが、こういう問題については、程度の問題で議論をするといふのは、われわれの一番おそれる中央集権化の基礎にはならないか、こういう問題から基礎になつて出てくるわけでありまして、ですからわれわれはこの問題も非常に重視しておるわけでありまして、十条については自治法違反でないといふ御見解ならば、どういふ御見解かといふことを承

○後藤政府委員 十条の規定の当初に、「財政再建団体は、他の法令の規定にかかわらず」といふ文句がございします。その他の法令と申しますのは、今申されました自治法とか警察法とか教育委員会法、地方公務員法、そういうふうな規定を言つておるのであります。そういう法律の規定にかかわらず、「財政再建計画で定めるところにより、それぞれ条例、規則、当該財政

再建団体に置かれてゐる委員会若しくは委員の定める規則その他の規程で」といふ文句になつております。従つてこの自治法とか教育委員会の規定を一応排除いたしましてこういうことができる、こういうふうにしておるわけでありまして、別に自治法違反とはならない、かように考えております。

○坂本委員 団体全部に對してそういう意味ならばいいわけです。ところが再建団体に對してだけこういう点をやるところに法律違反の疑義があるわけなんです。今あなたが言われたようなことが全部の地方団体に「他の法令の規定にかかわらず」といふて排除してやるということならばいいわけです。ところがこれを赤字再建団体に限つて処置をするといふことは、言いかえまして、この再建団体に對しては、ほかの方に優先してこういう部課を縮小したりなんかすることができ。優先してやることになるから、これは自治法の違反になるんじゃないか、こういうことではあります。その点に對する考え方はどうですか。

○小林(興)政府委員 自治法の問題でありますから私から御答弁申し上げますが、これは再建団体についてだけの特例的な規定でございしますが、そういう再建団体についてだけ特例的な規定を設けることが、特に自治法の違反になるといふふうにはわれわれは考えておりません。自治法とこの再建整備法とはそれぞれ相並ぶ法律でありまして、この法律でもつて特定の団体について特定の例外規定を設けようと思へば、私は法律上十分できる規定だと思ひます。

○坂本委員 私はもちろんこの促進法

が特別法なる性格は理解しすけれども、自治法によれば、ちゃんとその部課その他がきまつておるわけなんです。それを再建団体に優先してそういう数を減ずるとか何とかやるというようなことが自治法違反になりはしないか、この点をお伺いしておるのです。

○小林(興)政府委員 部課の問題は、自治法にあがっております場合には、この場合もあり得るわけでありまして、かりに自治法にそういう規定があつて、再建整備団体という特殊な団体について、再建整備のために特に必要があるから、その例外規定を設けることができるというのをこの法律で書いておいて、これは法律的に一向差しつかえない、こういうふうな考へております。

○坂本委員 この問題はまたあらためてやることにいたします。それからもう一つ予算の問題が出たから、ここに委員会法の六十条によりまして、教育委員会は予算の執行権を持つておるわけなんです。この八条はこの権限を制限することになるわけですが、この点に対してはどういうお考えですか。

○後藤政府委員 八条の規定は、長と委員会等との関係の規定でありまして、再建計画の達成のため必要な場合には、それぞれの委員会の所掌事務のうち政令で定める事項については、あらかじめ再建団体の長に協議する。もちろん協議でありますから、協議がととのわなければいかぬのであります。一応協議をして執行してもらいたい、むやみにやつてもらつては困る。一応

協議してもらいたいという規定でありまして、再建計画の達成を確実にするためにこういう規定を設けたわけでありまして、従つて現在の教育委員会関係の法律には全く触れておらない、かように考へております。

○坂本委員 そこで「協議しなければならぬ」というのは大まかであつて、教育委員会は単独に予算の執行権があるわけですが、その単独の予算執行権をあらかじめ長と協議しなければならぬ。そして協議がととのわなければ、実際はどういうことになるのですか。

○後藤政府委員 協議でありますから、協議がととのうことを予想いたしております。ととのわぬ場合は、仕方がないと考へております。

○坂本委員 仕方がないというのは、どういふふうな仕方がないのか、長はやむを得ず委員会のやるのにまかせて、干渉できないということですか。

○後藤政府委員 そういうことになるかと考へております。

○加賀田委員 予算の問題が出ましたから、ちよつと質問いたしたいと思うのですが、再建団体は、相当長期にわたつての歳入、歳入の見通しの上に立つて、赤字を解消するように計画を立てなくちゃならぬということになりまして、相当歳入、歳入に対しての範囲が狭まってくるし、長はその計画に基づいて毎年予算を提出することになっております。そういたしますと、出された予算に対しては、議会で増額するといふようなことは、実質的に困難になるのじゃないかと思ひますが、地方自治法の九十七条では、議会は歳入、歳入に対して増額決議をすること

を妨げないということになっております。これは、議会で予算の増額を決議して、これを執行することを命ずることができると再建計画との関連性と非常に関連が起つてくるのじゃないか。そこでもしそういうことが執行されるとするならば、いわゆる予算執行の一部を停止するといふ問題が具体的にまた起つてくるのじゃないかと思ひます。それで地方議会の決議を實際に執行できないといふ面が起ると同時に、逆に地方議会の決議権を拘束するような結果になると思ひますが、その点はどうなのですか。

○後藤政府委員 この規定は、必ずしも九十七条の規定を停止するという意味ではないのであります。この九十七条の規定はそのまま置いておく、しかし再建計画を基礎にした予算の調整はしなければならぬ。こういうふうな考へておられます。予算の見積り方、歳入の見積り方が過少である場合、それを増額して歳入を増加するということはあり得ると考へております。それは一定の再建計画を基礎にしてやる場合でもあり得ると考へております。

○加賀田委員 私の言つてゐるのは、過少見積りをするという意味ではなくて、やはり再建計画に基いて知事等が予算を組むと、範囲が大体限定されると思ふのですが、そうすると議会在上以上事業を住民の約束に基いて行う場合に、増額する予算を決定するといふ権限が与えられてゐるわけですか。そこで再建計画よりも上回る予算が決議されるという事態が起つてくる。そうすると、今申し上げたやうな、いわゆる長官の執行停止権というものが発動

されるおそれがあるという問題が、私は具体的に起つてくると思ふ。逆にそういう現実は、その計画の中から必然的に発生してくるのじゃないか。何もこの再建計画は、そういう九十七条を拘束してないといふことは、法理論からは了解できますが、現実の運営の面からそういう問題が出てくるのじゃないかと思ひます。

○後藤政府委員 税の自然増収が非常に大きな団体については、私は増額修正をするか、償還年限を短縮するかどうかという問題があると思ひますが、そのいずれがいいかという判断の問題になつてくると思ひます。従つて私はこの規定とは直接の関連はないといふことを申し上げたのであります。ただ税の自然増収が望まれない団体については、やはりおつしやるやうな事実上の増額修正はできないといふことがあり得ると私は考へております。

○北山委員 先ほど憲法の問題が出たので、今自治法違反の問題も出ておるのですが、今度の促進法案の二十一一条ばかりでなく、いろいろ今度の自治法の改正の中にも、新しくそういう規定が出てきたのです。そこで私は行政部長にお伺いしたいのですけれども、現行の地方自治法の中に、こういうふうな直接に政府の大臣、行政庁などが、地方団体の事務についてある措置を命ずるか、そういう処分ができるやうな規定がどこかにございますか。

○小林(興)政府委員 地方自治法の中には、これに類するやうな意味のものはないと存じます。

○北山委員 私の知つてゐる限りにお

いては、府県あるいは市町村なりという機関が、国の事務を委任されてやつてゐる仕事、それについては、政府から直接の指揮監督ができる。しかし府県市町村等の団体の事務については、内閣総理大臣といへども、助言、勧告しかできないというのが、現在の自治法の建前です。そういうふうな自治法は厳密にできてゐる。それは、すなわち憲法第九十二條の自治の本旨を守るという建前から、地方自治法が守るという建前から、地方自治法が守るというふうな作られてゐる。ところが今度の自治法改正並びに今度の再建促進法案におきまして、政府の大臣その他の機関が、地方団体の仕事の内容に直接ある措置を命じたり、あるいは監督をしたりするやうな権限を与えるやうな規定が、今度初めて鳩山内閣によつて提案されたわけなんです。だからこそ、私はこれは単なる措置の条項ではあるけれども、非常に重大な意味があるのだと思ふ。今までの地方自治法の建前は、今申し上げたやうに、団体に對しては直接的な干渉はしない、こういう建前を厳格にとつてきておつた。ところが今回初めて、直接予算の執行の停止を命じたり、必要な措置を命じたりすることが、今度の地方自治法の第二百四十六條の三以下に初めて出てきた。だからこれは重大です。憲法違反かどうか知らぬけれども、その問題はともかく、少くとも従来の地方自治法の建前というもの、今回崩したの地がないと思ふ。これについて一つ長官からはつきりしたお答えを願ひたい。今までこういうことが許されておつたかどうか……。

○川島國務大臣 やはり問題は憲法と

の關係になると思ひます。憲法の自治の本旨というあの条項が、絶対に監督権を排除するかどうかということにつきましては、議論のあるところだといふことは、先ほど申し上げたのであります。今度の改正案におきましては、きわめて局限された範囲内において、ごく輕微な監督をしようというのであります。自治団体を總括的に、總括的に監督しようというものは一向ないものであります。私どもはこの程度ならば、憲法には決して違反しない、こういうふうな考へてゐるのであります。今度の改正案は、憲法にかんがみ適当だと、こう考へます。

○北山委員 直接憲法の解釈、関連のお答でなくて、少くとも従来の自治法が守つてきた原則というものを、この際改めて、この程度なら憲法違反ではないという考へ方で、政府が直接に地方団体の仕事の内容について監督する、あるいは指揮命令するといふような、新しいやり方をとつてきたのだといふことは、大臣はお認めになると思ひますが、いかがですか。

○川島國務大臣 現在の地方行政の現状にかんがみまして、この程度の輕微な監督権を持つことが、地方の行政を合理化し、また財政を建て直す上において必要だと、こう考へて改正しよう、こう思つてゐるわけでありませう。

○門司委員 今の大臣の答弁ですが、きょうはもう私は總括的の質問はしないつもりでおりましたが、今の大臣の答弁を聞いておると、そのままこれを見のすわけにはいかないと私は思ふのです。いづれ逐条審議の際にもう少し条文についての当局の説明を聞いてからでもいいと思ひますが、憲法の九

十二條の解釈ですが、少くともわれわれの知り得る範囲、今日日本の憲法に對する解釈の範囲からすれば、地方自治法といふものは、私は今日の日本の憲法における一つの要件だといふ。憲法の一つ一つの構成のほうきりした一部分であつて、これが地方の自治権の主体としての地方公共団体の存立を認めてゐるわけなんです。従つて法律で定め得る範囲といふのはその団体の組織の状態あるいは運営の状態であつて、自治権に對して法律が侵すようなことをしてはならないといふことは、私は憲法の本旨だと思ふ。今申し上げましたように、地方公共団体の組織であるとかあるいは運営の問題等は法律にゆだねてゐるのです。しかし憲法自身の精神から、自治権といふものを法律で侵すようなことはどこまでも許されなければならぬ。ところがこの法律は、今北山君からたびたび聞いておられますように、一部分であるといふことであります。小部分分であつて大部分であつて、この憲法の精神は私は侵してはならないと思ふ。運営でもなければ組織の問題でもない、自治権を持つ固有の一つの權利といふものを法律で侵すようにしておることは、私は事實だと思ふ。だから明かにこれは憲法九十二條の違反になると考へております。一休憲法九十二條の解釈を大臣はどう考へられるか、そういうことでないかといふようにお考へになつてゐるかどうか。

○川島國務大臣 憲法の九十二條は、絶対に監督権を排除するのだ、こういう規定だと私は私どもは考へていないのであります。總括的に監督をするといふことは、自治の本旨にかんがみまし

て許されないものであります。きわめて局限された小部分の問題について、たとえば提案になつておるところのある部分の予算上の執行を停止するといふようなことは、これは憲法で許されておることだ、こう考へております。

○門司委員 私は、結局地方自治の本旨に適合するものでなければ法律に許された範囲ではないと思ふ。従つて地方自治の本旨といふのはさつき申し上げておきますように明らかに地方自治権が主体であつてこの主体であるものを法律が侵すといふことは、小さくても大きくても私はいけません。もし大臣のお考へがそういうことだとすれば一休將來どういふことになつてしまふか。こゝまでは範囲を広げることになる……今までの憲法学者のたゞたびの解説にこそ書いておられますが、さつき申し上げておられますように、自治権の一つの組織問題、運営の問題等については一休法律でこれを定めるというが、持つておられます自治権の自治権といふものは侵してはならないといふことになつておる。自治権の持つておられます予算の執行その他等は、自治権に与えられた一つの権限だと思ふ。これは運営でもなければ組織の問題でもないと思ふ。これを法律で抑制するといふことは、これは確かな行き過ぎだと思ふ。ことに大臣がこれを停止することができるといふようなばかばかしいことになつて参りますと、自治権はどこに生きる道がある、自主性が全くなくなるでしよう。停止といふ言葉は權力による屈従であります。これは協議ではないとい

うことである。紛争があつて、その紛争が下から訴えられてこれをさばくといふのではないのである。これは權利の行使なんです。私は權利の行使は憲法に違反しないといふ言へないと思ふ。それなら一休地方の自治権に對して政府は干渉していいといふことが憲法のどこにかございませうか、あるならそれを一つ説明してもらひたい。

○川島國務大臣 再建促進法の規定は、特に赤字再建団体が自分の立てた再建計画が実行できなかつた、局限された場合に限つて、しかも全部でなくその一局部の予算の執行を停止して、健全な財政運用をさせようといふのであります。憲法の条項は広範囲に監督権を認めてゐないことはむしろであります。その程度の監督権まで排除してゐるのではないのであります。絶対的にいかなる場合においても監督権を發動してはいかぬといふことは私どもは解釈しておらぬのであります。それならば今お話のように一休どこに限りがあるのかといふことになりませう、これはおのずから限界があるものであります。ただいま規定してゐる程度は差しつかえない、こういうふうにお考へるわけでありませう。

○門司委員 私はそういう限界点の問題でいつまでも議論しておつても始まらぬと思ひますが、われわれの考へ方からすれば、少くとも基本的なものの考へ方として、自治権であると思へる一つの予算の執行権を停止させるといふことは、これは小さくても大きくても、局限しようと思ひます。明らかに憲法に抵触してゐると思ふ。これは今の国防問題とは違ひます。あなたの方は国防問題はこの範囲では抵触し

ないのだとかするのだとかといふ解釈をしてゐるが、これは別な話であります。これは範囲の問題で議論できることではない。自治権が持つております一つの執行権であります。一つの予算を組み、一つの執行権であります。もしそういうことが政府でやれるとするならば、地方自治の財政の問題といふようなものも政府が責任を持つべきだ。今日自治体の財政について政府は何も責任など持つてゐない。最近再建整備法を出してゐるが、これによつて將來絶対に赤字を出さないといふ保証はつけられはしない。そういう法案をあなた方は出しやしない。補助金の不統一であるとか単価が実情に即してゐないとか、あるいは借金問題について解決策は、何も講じてゐないやしないか。政府が何らの責任を持たずに、ただ地方の自治体に、赤字ができたからその赤字を解消させることのためにこういう法律をこしらへ、そしてなおかつその上に、もしその赤字再建団体の執行の中におもしろくないものができるならば、自治庁長官はこれを停止させることができるといふことになれば、これは昔の法律とちつとも違ひませう。国の監督のもとにその処理をすることが自治体だといふことは昔の日本の法律の第一号にちゃんと書いてある、それとちつとも変らない。政府の監督のもとにその事務を執行するものが自治体であるといふ考へ方の上になつて、あなたらのようなことが言へると思ふ。しかし今日の自治体といふものは政府の指揮監督を受けておらぬのである。指揮監督を受けることができないといふことが原則になつて

いる、にかかわらずこれに對して停止をするという一つのきわめて大きな権限が与えられる、こういうことが憲法違反になるかならぬかということが議論の中心だと思ひます。實際上の問題として憲法違反であることに間違いないと思ふ。この点について憲法違反でないというならば、もう少し詳細に憲法違反でないという点を——量的問題でこれを片づけるわけには参りませんので、われわれは量的という考え方よりも、むしろ本質的な問題から議論いたしておりますので、一つ本質的にもう少し大臣の明らかな答弁を聞かしてもらいたい。

○川島國務大臣 全部の自治体に対してでないでありまして、ごく局限された再建団体のみに限りまして、しかもその内容もごく局限された予算の範囲内でありまして、この程度のこととは憲法に規定してある自治の本旨にもとると私どもは考へておらぬのであります。あの自治の本旨という点は、絶対にいかなることも監督権を發動してはいかぬということでないのをごさいますして、ごく輕微の問題についてはやはり監督し得る、こういうふうには書いてあるものであります。門司さんは分量の問題でない、こう御判断でありますけれども、私どもはやはり内容によつて、こういうふうには考へておるわけであります。

○坂本委員 川島長官は憲法の九十二条を非常に誤解されておると思ふ。大自治体は、これはサービス機關である。權力機關じゃないわけでは、指導し助言することは少しも差しつかない。しかし自治市長官の權力によつて予算を變更し、あるいは停

止する、これは明らかに憲法九十二条の違反になるというものが根據になつておるわけでありまして、自治の本旨につきては、憲法制定前にすでに確定されまして、この憲法が制定せられて、九十二条で、ここに最高の規定である憲法でこの地方公共団体の自主権、自治権ということが、はっきり法上確定したわけなのであります。従ひまして自治市長官の権限と申しますのは、サービス機關としての指導と、その意味における監督と助言でなければならぬわけでありまして、われわれが今ここに問題にいたしておりますのは、その点と全然本質を異にいたしまして、自治市長官たる國家の權力機關として、この整備法によつて予算の一部の執行の停止やその他の必要な措置を定めることができる、こういうふうなこの法律で規定するのは、憲法九十二条の地方自治の本旨に基いていないものであるから、法律でこれを定めることはできない。自治の本旨に基くものでなければ法律に定めることができない。このような考へ方に立ちますと、この規定は憲法違反になるということになるわけでありまして、従つてこれが法律違反になるかならぬか、憲法違反になるかならぬかは、これは實の問題とか、ただ仕事の運用の問題とは違つておるわけでありまして、自治市長官が公共団体、サービス機關として指導、監督、助言をされることは、これは最も必要なことであつて、今までも運用されてきたし、今後も運用されなければならぬと思ふのであります。しかしながら權力機關の地位に立つて、予算の一部を停止したりあるいはその他の処置をとるといふことは、再建団体に

限るとか量が少いとか申しましても、これは何といつても憲法違反であり法律違反であることは免れないところであります。長官は、このサービス機關たる本質と、國家の權力に基づく權力の行使とを混同されておつて、ただ量と質の問題でのがれようとしておられるけれども、それはそういうわけには参らぬと思ひます。われわれはかような立場に立つのでありまして、この再建促進整備法が私が最初に申しましたように中央集權的になつておるといふことは、これから発するわけでありまして、五分であるうと、やはりわれわれは厳としてこの權力關係の行使については、つづしんで違反がないようにしなければならぬ責務を持つておるわけでありまして、そういう考へ方に立つたならば、この法律を憲法違反として改廃するかどうかは次の問題といたしまして、この二十一条の問題は憲法違反であり、自治の本旨に反するものであるという点については、サービス機關であり、地方公共団体を指導育成する地位にあられる自治市長官としては、はつきり認識していただいてもいいと思ふのですが、その点についてはいかがですか。

○川島國務大臣 自治市長官の予算の停止権なり監督権というものが総合的に全般の自治体に及ぶなら、これは自治の本旨にもとつて憲法の第二章に當てはまると思ふのであります。二十一条の規定は、財政の運営を財政再建計画に適合せしむるため、予算のうちその過大であるため財政再建計画に適合しないと認められる部分のみの執行を停止するといふように、ごく局限さ

れておるのでありまして、この程度のことは、決して憲法違反ではないのでありまして、あの憲法の第二章は、絶対に監督を排除するとは、私どもは解釈をしておらぬのであります。この程度のことは差しつかえない、これは二十一条の条項をよくお読み下さればわかるのでありまして、きわめて局限された場合に限つておるのであります。かりして、この程度は憲法の第二章に背反しない、こういうふうには考へております。

○大矢委員長 だいたい意見が対立しておると思ひますが、どうでしょうか、先ほどから同じことが繰り返されておりますから……

○坂本委員 ただいま二十一条について長官の御説明があつたわけですが、この「過大であるため財政再建計画に適合しないと認められる部分の執行を停止すること」、權力をもつて停止することになつておる。われわれは、予算の執行あるいは予算については、自治市長官は、指導監督並びに技術上の助言とかいろいろのことをやられることは、非常に期待するし、そうしてもしなければならないと思ふ。しかし法律をもつて、自治市長官たる權力者が執行を停止するといふことは、これはわずかのことであつても、やはり違反として、認めることができぬ。もしもこれを認めるということになると、あとはやはりそのときの場合々々によつて、だんだんこれが拡張いたしましたし、ついに自治体の本質を誤るといふことになるのですから、われわれはそこを重視しておるのです。ですからこの問題は、考へ方を改められなかつたならば、別に他の關係の規定その他

によつてこれを明らかにいたしましたし、法の改正その他に臨みたい、こう考へております。

○北山委員 今長官は非常に局限された場合であるから、差しつかえないんだというお話なんです。ところがこれとすぐに關連するのですが、今度地方自治法の改正で、第二百四十六条の二を讀みますと、「内閣總理大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反し、又は確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を欠き、且つ、明らかに公益を害しているものがある」と認めるときは、当該普通地方公共団体又はその長に對し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。云々、こう書いてある。そうすると、こういう場合には、性格的に似ておるのですが、これは狭くない、不特定な場合です。しかも不当に経費を支出したかどうかというようなことは、立場々々によつて見方が違ふのであります。しかも明らかに公益を害するとか、著しく事務の適正な執行を欠くとか、非常に抽象的な基準によつて、これに全体の地方公共団体を包含するでしょう。こういうところまで、新しく今度の地方自治法によつて一つの権限を政府に与へてゐるのです。同じ考へ方なんです。単にその再建団体の特殊な場合に限るといつてゐるのじゃない、政府はもうあらゆる場合においてこの監督権あるいは指揮命令権といふものを拡大しつゝあるのです。いまだかつて

によつてこれを明らかにいたしましたし、法の改正その他に臨みたい、こう考へております。

によつてこれを明らかにいたしましたし、法の改正その他に臨みたい、こう考へております。

地方自治法の中にこんな規定はないのですよ。参考までに、今までの地方自治法の国と地方公共団体の関係を讀みますが、実に小心翼々として、内閣總理大臣でさえも、地方団体の仕事については、二百四十五條の三にございしますが、「内閣總理大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、普通地方公共団体に對し、適切と認める技術的な助言又は勸告をすることが出来る。」というふうに、非常に消極的に、政府の地方団体に對する指導なり、そういったものについては控え目に書いてある。これ以上には出てないのです。だからこれこそは——今までの地方自治法の考え方は、今の憲法第九十二條の精神にのっとって作られている。それを今度の鳩山内閣は、この再建促進法の各條において、しかもまた地方自治法の、今申し上げたような條項において、至るところに、政府の直接の権限というものを、指樞監督し得るような権限、あるいはいろいろな命令をするような権限、こういうものを拡大しつつあるのです。だから、憲法違反になるかならないかということは議論の分れるところでありましょうが、少くとも今までの憲法、地方自治法の精神を一步變更したのだ、重大な變更をしたのだということだけは、これは長官といえども認めざるを得ないだろうと思ふのですが、こういう法律的な問題について長官並びに行政部長からお聞きをしたい。

○小林(興)政府委員　ただいまおあげになりました通り、現在の地方自治法には今おっしゃったような規定はございません。これは事実であります。そ

れから問題は、今の憲法に許された範圍内において地方団体の組織及び運営の合理化をはかるために、国と地方団体の關係をどの程度に規律するか、こういう問題に相なるのであらうと思ひます。再建促進特別措置法におきましては、明らかに今いろいろお話しになつております通り、予算の執行を停止するというようなことに、直接的に事柄を律していける権限を認めようとしておるのでありますが、これは先ほど來議論があります通り、再建促進のための特別の措置として、特定の場合に、万やむを得ない方策として考えたのであります。地方自治法ではこういう事態を全然予想をしておつたわけでも何でもないのであつて、いわば現在の財政の非常措置としてやむを得ないということ、これは特別に考えられたこととございます。

○川島國務大臣　自治法の方は、今お説みの通り、「違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。」と書いてあるのではありません。監督権を發動するということ、こういう意味で勸告、助言と同じような意味に書いてあるのではありませんからして、この点は再建促進法の方とは全く性質が違ふ規定だと私は考へております。

○大矢委員長　本日の質疑はこの程度にいたします。まだ議論があるようです。から、またゆつくりいたすこととして、本日はこの程度にして、次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれをもつて散会します。
午後四時三十五分散会

昭和三十年七月二十二日印刷

昭和三十年七月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局